

令和4年7月

会 員 殿

(一社) 富山県トラック協会
適正化事業部

整備管理規程の送付について

平素は、当協会の事業運営に対し格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、国土交通省がホームページ等で掲載している整備管理規程ですが、関係法令の改正により新しい規程が示されましたので、当協会にて印刷製本したものを送付申し上げます。(富ト協ニュース7月号に同封)

※整備管理規程に示されている各様式は一例です。

【主な改正内容】

- 令和3年1月26日付の「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の改正を反映
規程第15条：冬用タイヤの点検整備（全ト協）
https://jta.or.jp/member/anzen/anzenkisoku_kaisei202101.html
- 令和2年4月1日施行の車両法改正に伴い、「分解整備」→「特定整備」の改正を反映
規程第17条：特定整備（自動車特定整備事業について 国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html
- 車輪脱落事故防止対策に関する事項の追記
規程第18条：大型車の車輪脱落事故防止措置（全ト協）
https://jta.or.jp/member/anzen/sharin_datsurakur03.html

※参考 事業用自動車の点検・整備について（自動車総合安全情報）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html>